平成２３年（フ）第３３号
熊本市池田３丁目６番51号　メゾン池田102号
債務者　渡邊壽美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８７号
熊本市楠５丁目７番７―534号、申立時の住所熊本市花園３丁目７番36号　中尾ハイツ105号
債務者　宮木　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１３号
熊本市内坪井町７番11―505号
債務者　工藤　直子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９４号
川崎市高津区末長223番地６　セレッサ梶ヶ谷205
債務者　宮武　貫太
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
愛知県刈谷市南桜町１丁目13番地１　コーポ南桜201号
債務者　松田　幸広
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
北海道旭川市神居６条16丁目５番11号
債務者　松川　征史
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道帯広市依田町40番地１　コーポ優107号室
債務者　山本　晴美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
北海道帯広市西23条南２丁目８番地２　なかむらマンション307号室
債務者　寶龍芽室店こと　酒井　嶺夫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
北海道帯広市白樺16条西９丁目７番地１　アーバンライフ202
債務者　末永かをり
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
北海道帯広市西２条南６丁目４番地　パークサイド２・６―205号
債務者　針生　洋介
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
栃木県那須塩原市二区町343番地16、前住所栃木県那須塩原市二つ室76番地74　フィオーレ・彩Ａ―201号
債務者　福田　智美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１８６号
岡山県苫田郡鏡野町寺元196番地
債務者　岡田　**隆**利
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２６号
岡山県久米郡美咲町西川556番地２
債務者　塚本　悠希
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３２号
岡山県津山市福田1469番地
債務者　河本美津枝
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３３号
岡山県津山市近長573番地１
債務者　丸尾津多恵
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第９号
愛媛県大洲市長浜町櫛生甲681番地
債務者　村山　靖一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部